

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公開番号】特開2011-2461(P2011-2461A)

【公開日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2011-001

【出願番号】特願2010-166828(P2010-166828)

【国際特許分類】

G 01 L 23/10 (2006.01)

G 08 C 19/00 (2006.01)

F 02 D 45/00 (2006.01)

H 01 L 41/08 (2006.01)

H 01 L 41/09 (2006.01)

【F I】

G 01 L 23/10

G 08 C 19/00 A

F 02 D 45/00 3 6 8 S

H 01 L 41/08 Z

H 01 L 41/08 U

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月17日(2012.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

圧電センサと、付属データ媒体と、前記圧電センサからの計測信号および前記データ媒体からのデータ信号をプラグを介して評価デバイスへ伝送する接続部とを有するセンサ装置において、

前記データ媒体は、前記接続部において前記圧電センサから離して配置されており、

前記接続部は、前記圧電センサと前記プラグの間の同軸ケーブルを有しており、

前記データ媒体は、前記圧電センサに接続されたプラグ内に配置され、前記計測信号および前記データ信号は、前記プラグを介して導かれており、

前記プラグおよび前記ケーブルの最大直径は、前記圧電センサを格納している部分の直径以下であることを特徴とするセンサ装置。

【請求項2】

前記圧電センサが加速度センサ、荷重センサまたは圧力センサである、請求項1によるセンサ装置。

【請求項3】

前記圧電センサを格納している部分の直径は10mm以下である、請求項1又は2によるセンサ装置。

【請求項4】

前記圧電センサからの計測信号線および前記データ媒体からのデータ信号線は、共通接地線を有している、請求項1から3のいずれか一項によるセンサ装置。

【請求項5】

前記データ媒体において、製造業者、計測範囲および/または較正データなど前記付属

センサの特定データが、読み出し可能な態様で格納されている、請求項 1 から 4 のいずれか一項によるセンサ装置。

**【請求項 6】**

前記接続部は、前記プラグと前記評価デバイスの間の 3 軸ケーブルをさらに有している、請求項 1 から 5 のいずれか一項によるセンサ装置。

**【請求項 7】**

シリンドラ圧力を決定するために、請求項 1 から 6 のいずれか一項によるセンサ装置を有する燃焼機関。